

業務の仕様書（案）

本仕様書は、信州キャンペーン実行委員会（以下「委託者」という。）が行う「信州デスティネーションキャンペーン」特設ウェブサイトのコンセプト等基本設計業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し、本業務の受託者（以下「受託者」という。）と必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「信州デスティネーションキャンペーン」特設ウェブサイトのコンセプト等基本設計業務

2 目的

令和9年7月～9月にかけてJRと連携し、様々な媒体で地域のPRを行うことで、本県への誘客やブランド価値向上を図る「信州デスティネーションキャンペーン（以下、「信州DC」という。）」の開催を予定している。

信州DCでは、令和8年度から3か年の運用を前提とした長野県の観光資源や旅行商品、体験メニュー等を総合的に発信する特設ウェブサイトを開設するため、令和7年度はウェブサイト構成案及びその他必要となる方針書等を作成する。

3 業務内容

（1）ウェブサイト構成案の作成

ウェブサイト制作の設計図となる構成案を作成すること。なお、ここで言う構成案とは、ワイヤーフレーム（画面のレイアウト）やサイトマップ（階層構造図）の作成など、ウェブサイト全体の作りを指すものとする。

（2）ウェブサイト開設に向けたコンテンツ設計

令和8年度のウェブサイト開設（令和8年6月頃開設予定）に向け、開設後にスムーズに掲載作業が可能となるよう、掲載内容の企画、デザイン作成、掲載素材の収集など、準備を行う。

（3）技術要件の整理（ウェブサイト構築者が引継ぎができるようにするもの）

本業務の受託者がウェブサイト構築者に引継ぎ、円滑に構築作業が実施できるようCMSの設計・、サーバー環境、アクセシビリティ、セキュリティ等の技術面で必要な措置を行うこと。

（4）運用方針及びスケジュール案の策定

令和8年度のウェブサイト開設に向け、公開後の更新方法や役割分担、対応フォロー等の運用方針を整理すること。また、詳細設計、構築、開設、公開までの工程を示したスケジュール案を作成すること。

（5）必要費用の算出

令和8年度のウェブサイト開設に向け、構築・運用（コンテンツ作成含む）等にかかる工数等を試算し、DC終了までに必要となる概算費用を算出すること。

※参考：他県DC特設ウェブサイト

●福島県<<https://www.fukushima-dc-cp.jp/>>

【コンセプト】

- ・長野県は全国4位の広大な県土を誇り、多種多様な魅力（景色・伝統・文化・歴史など）を数多く有している。
 - ・大阪・関西万博でも夏の信州の最大の魅力である「さわやかさ・爽快さ」を全面に押し出して自治体参加催事へ出展しているが、そのレガシーを今回の信州DCに繋げていく。
 - ・今回の信州DCでは、認知度が高い観光スポットだけでなく、これまであまり知られていないスポットや信州でしか体験できない唯一無二の旅や体験などを積極的にPRし、「滞在すればするほど、来れば来るほど好きになる長野県」を実現する。
- ⇒上高地・軽井沢など夏に人気の観光地から、他の地域への周遊を促進

【アピールポイント】

- ・自然：自然環境を活かした体験型観光を旅行者に提供
- ・歴史・文化：伝統文化・建造物など地域のアイデンティティを深く理解し、訴求
- ・食：その土地ならではの食文化や食の魅力を発信

【ターゲット】

- ・メインエリア：首都圏・中京圏・関西圏（大都市圏）
- ・メインターゲット層
 - ① 若年層・ファミリー層（DC期間に夏休みを含む）
 - ② シニア層（県内観光客の半数以上を占める）

4 成果物

（1）成果物

- 成果物として、以下を含む業務完了報告書（PDF形式等）を提出すること
- ア ウェブサイト構成案（ワイヤーフレーム、サイトマップ等）
 - イ サイト構築に向けた技術要件の整理
 - ウ サイト運用の方針書及びスケジュール案
 - エ 概算費用内訳書

（2）納入場所

信州キャンペーン実行委員会 事務局（長野県庁 観光スポーツ部 観光誘客課）

（3）納入方法

電子媒体及び紙媒体により提出すること。

（4）納入期限

令和8年度のウェブサイト開設にあたり、下記のとおり、納入期限を設定する。

- ア サイト構築に向けた技術要件の整理

令和8年3月12日

- イ 業務完了報告書（「4（1）成果物」の全てを含めること）

令和8年3月31日

5 著作権の処理

本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に帰属し、

受託者は著作権人格権の行使をしないこと。

- (1) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもつて適正に処理をすること。
- (2) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

6 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。